

歯科衛生士（嘱託職員）募集要項

三木市社会福祉協議会職員を募集します。

1 採用職種・受験資格・採用予定人数

職 種	歯科衛生士（嘱託職員）
業 務 内 容	(1) デイサービス歯科保健指導等 利用者の口腔アセスメント、口腔チェック、義歯の噛み合わせチェック、それに基づいた機能訓練（口腔リハビリ）、その他利用者への歯科保健指導全般、デイサービススタッフへの口腔ケア実技指導、研修業務、その他スタッフへの歯科保健指導全般、その他関連する業務 (2) 介護予防教室等に係る指導等 在宅サービス事業(介護予防教室等)に係る歯科保健に関する指導・助言、その他関連する業務
勤 務 地	所属（出勤先）地域福祉センターひまわり【三木市緑が丘町西 4-48】 市内 8 か所のデイサービスセンターを巡回します。
受験資格要件等	歯科衛生士資格
採用予定人数	1 名

※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

2 勤務条件など

勤務日及び時間	月～金曜日 8：30～17：30 ※休憩時間60分
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12/29～1/3） ※業務上必要がある場合は、上記の休日を他の労働日と振り替えることがあります。
休 暇	年次有給休暇等は、労働基準法の規定により付与します。
給 料	ア) 月額 266,880 円（医療従事手当 30,000 円含む） ※その他手当は、本会規定により支給します。 ※賞与 2.25ヶ月分（H29実績）

3 受験手続方法

- ①履歴書に、写真貼付・志望理由・応募職種・その他必要事項記入の上、三木市社会福祉協議会 法人運営課まで郵送または窓口まで提出ください。
- ②個別による面接にて採用試験を行います。（面接日時等は後日ご連絡します。）
※面接試験日は、定められた時間までに試験会場においでください。

4 合格から採用まで

- (1) 試験結果は、合格にかかわらず全員に通知します。（郵送予定）
- (2) 採用後は、3ヶ月の条件付採用期間があります。

5 採用されない場合

合格者が次のいずれかに該当した場合は、採用されません。

- (1) 資格取得見込みであった者が、所定の期日までに資格取得できなかった場合
- (2) 試験申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合

《問合せ先》社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

所在地：〒673-0413

三木市大塚1丁目6番40号

電話：0794(82)4043

担当：法人運営課(担当 道本、^{すのうち}則内)